

令和4年（ネ）第287号

大垣警察市民監視国家賠償等請求控訴事件

## 控訴第10準備書面

～国・県の「訴えの変更後の請求の趣旨に対する答弁書」への反論～

名古屋高等裁判所 御中

(民事第2部)

2023年12月8日

控訴人（一審原告）ら訴訟代理人

弁 護 士	山 田 秀 樹			
同	笹 田 参 三			
同	小 林 明 人	代		
同	井 上 卓 也	代		
同	山 本 妙	代		
同	岡 本 浩 明	代		
同	見 田 村 勇 磨	代		
同	横 山 文 夫	代		
同	樽 井 直 樹	代		
同	中 谷 雄 二	代		
同	仲 松 正 人	代		
同	太 田 義 基			
同	小 川 香			

一審被告国及び一審被告県から提出されたそれぞれの「訴えの変更後の請求の趣旨に対する答弁書」に対し、以下のとおり反論する。

## 第1 一審被告国の「訴えの変更後の請求の趣旨に対する答弁書」に対する反論

### 1 請求は十分に特定されている

一審被告国は、本案前の答弁の理由として、請求が特定されていない作為請求は不適法であると主張する。

この点、一審原告らは、控訴理由書及び控訴準備書面において繰り返し主張し、かつ訴えの変更申立書で改めて主張したように、本件抹消請求の対象たる情報は十分に特定されている。とりわけ予備的請求3は極めて明確かつ具体的に特定されている。

また、一審被告国は、一審原告らが本件議事録をもとに請求を特定したことにつき、本件議事録に記載されている当事者の発言内容について正確性や信ぴょう性を認めることはできないと主張する。その根拠として、一審被告国は、玉田証人や加藤証人の証言を引用しているが、玉田証人及び加藤証人も本件議事録が信用できるものであることを前提に証言していたのであって、一審被告国は玉田証人及び加藤証人の証言を自己の都合の良いように切り取っているに過ぎない。抹消請求を却下した原判決でさえ、玉田証人及び加藤証人の証言を根拠に本件議事録が信用できるものであることを認定している。よって、本件議事録が信用できないという一審被告国の主張は失当である。

信用できる本件議事録を前提に一審原告らは抹消請求をしているのであって、抹消の対象たる情報が特定されていることは明らかである。

### 2 引用判例の判示内容は本件抹消請求に妥当する

一審被告国は、抽象的不作為請求に関する引用判例の判示内容は本件抹消請求に妥当しないと主張する。ただ、一審被告国のかかる主張も、結局は、請求が特

定されていないということに尽きる。この点、一審原告らの請求が特定されていることは、既にこれまで主張してきたとおりである。したがって、抽象的不作為請求に関する裁判例は本件にも妥当する。

### 3 認否すらしない一審被告国に審級の利益を保障する必要などない

一審被告国は、裁判所の訴訟指揮に従って、訴えの変更について認否をしながら、抹消請求における核心である一審原告らの情報を収集し保有しているか否かについては全く認否しない。前回期日において、裁判所から「実質的な認否・反論を行うように」との訴訟指揮を受けながら、なおも認否をしないのである。原審でも指摘したところではあるが、答弁書において認否をしないというのは民事訴訟規則違反であって許されない。そして、一審被告国が一審原告らの情報を収集し保有しているか否かという点は、枝葉末節の事実主張などではない。本件抹消請求における中心的な争点であり、核心である。そのような核心的争点について認否をしないことは重大な法令違反というほかない。自ら重大な法令違反を侵し、控訴審において裁判所からその不誠実な態度を諫められても改めようとしないのに、自らが被る可能性のある審級の不利益については、自己の重大な法令違反を棚に上げて、民事訴訟法の諸規定を声高に主張する一審被告国の訴訟追行態度は厚顔無恥も甚だしい。一審原告らの情報を収集し保有しているか否かについて全く認否しない一審被告国に対して、審級の利益を保障する必要など全くない。むしろ、審級の利益を保障したとて、一審被告国は認否しないのであるから、結局、訴訟経済に反することになる。したがって、一審被告国が認否しないという法令違反の対応をする本件においては、審級の利益を保障する必要はなく、むしろ控訴審裁判所が判断することが訴訟経済に資するというべきである。

### 4 「被控訴人国の反論」に対する反論

#### (1) 一審被告国の収集・保有は十分に認定できる

一審被告国は、「被控訴人国の反論」として、ある情報に接してもその情報を保有するかどうかは次元の異なる問題である、仮に都道府県警察が保有しているからといって警察庁警備局が保有しているとはならない、大衆運動に関心を払い必要な措置を講じているからといって一審原告らの情報を保有していることにはなり得ないなどと主張し、一審原告らに係る情報について警察庁警備局が保有しているとの立証がなされていないと主張する。

しかし、民事訴訟法の大前提として、当事者間に争いのない事実については証明の必要がない。したがって、繰り返し指摘するように、一審被告国はまずもってこの点について認否しなければならない。ところが、一審被告国は全く認否しない。この点、言うまでもないが、認否しないというのは、すなわち一審原告らに係る情報の収集・保有を否認しているわけではないのである。かかる認否しないという一審被告国の訴訟追行態度を弁論の全趣旨としてみれば、核心的争点について認否をしないという重大な法令違反も相まって、否認しない以上認めている、すなわち警察庁警備局は一審原告らにかかる情報を収集し保有していると認定できるというべきである。仮に、認否しないという一審被告国の訴訟追行態度のみによっては認定できないとしても、一審原告らの原審及び控訴審の主張・立証に加えて、先だつての訴えの変更申立書における主張・立証も合わせて考慮すれば、一審被告国が一審原告らにかかる情報を収集し保有していることは立証十分と言える。

(2) 一審被告国こそ自らの正当性を主張・立証しなければならない

また、一審被告国は、自衛隊情報保全隊に関する仙台高裁2016年判決の判示を引用したうえ、仮に一審被告国の保有が認定されても、違法性の立証責任は一審原告らにあるとしたうえで、一審原告らは違法に収集したものが何であるのか、その情報をどのように収集したのか、いかなる理由でその収集が違法といえるのかを具体的に主張せず、収集手続きに係る違法性を何ら立証していないので抹消請求が認められないと主張する。

しかし、實原教授の意見書（甲 3 3）が的確に指摘するように、本件議事録に記載されている一審原告らの情報は、例えば「自然に手を入れること自体に反対する人物である」、「東大を中退しており、しゃべりも上手である」、「ぎふコラボの役員になった」、「法律事務所に相談に行った気配がある」、「気を病んで入院中である」など、一見して「公共安全及び秩序の維持」とは無関係であり、かつ一審原告らの思想・信条や病状など、極めて要保護性の高い情報ばかりである。したがって、どのように収集したのかという手段にかかわらず、すなわち仮に任意の手段であったとしても、一審被告国が収集し保有すること自体、一審原告らのプライバシーを侵害するものである。したがって、一審原告らではなく、むしろ一審被告国こそ、収集・保有目的の正当性、収集・保有の必要性、収集・保有手段の相当性等の違法性阻却事由を主張・立証しなければならない。

ところが、一審被告国は、ここに至っても、なおこれらの違法性阻却事由を何ら具体的に主張・立証せず、「一審原告らが主張・立証すべきであるのに主張・立証されていない」という主張に終始する。前回の期日において裁判所から「実質的な認否・反論を行うように」との訴訟指揮を受けてもなおその態度を改めない。かかる訴訟追行態度からすれば、収集・保有の正当性を基礎づける主張・立証ができない、すなわち一審原告らのプライバシーを侵害していることを一審被告国自ら認めているというほかない。

一審被告国は主張・立証しないのではない。主張・立証できないのである。そのことは、証人請求された警察官らに対する一審被告国の態度にも如実に表れている。一審原告らに係る情報を収集・保有することが法令に基づく適正な行為というのであれば、むしろ一審被告国こそ積極的に警察官を証人請求し、その正当性を立証すべきである。ところが、一審被告国は、一審原告らが請求した警察官証人に対し、その尋問を実施する必要性も相当性もないとして却下を求めている。かかる態度にも、一審被告国がその正当性を自ら立証しようがないことが如実に表れている。

## 5 総括

以上のように、一審被告国は、裁判所から実質的な認否・反論を求められ、それに必要な準備期間を自ら要求したにもかかわらず、再び認否しないという不誠実な態度を繰り返し、請求の不特定や立証責任などという一般論・抽象論・形式論に終始し、実質的・具体的な認否・反論を全くしない。このように、一審被告国の答弁にみるべきものは何もなく、ただの時間稼ぎ・引き延ばしに過ぎなかったことが露呈した。

### 第2 一審被告県の「訴えの変更後の請求の趣旨に対する答弁書」に対する反論

- 1 一審被告県の答弁書における主張も一審被告国の答弁と全く同趣旨であるので、一審被告国に対する上記の反論を、一審被告県の答弁書に対する反論として援用する。
- 2 なお、一審被告県は、個別具体的な情報の収集・保有については「認否しない」としているが、原判決が大垣署警備課によるシーテック社に対する情報の提供を認めていることからすれば、提供した情報を保有していたことは優に認められる。また、シーテック社から収集した情報についても、一審原告らに関するものは、従前から収集・保有していることが認められる以上、保有していることが優に認められる。いかに「認否しない」としても、情報を保有しているとの認定から免れることはできない。したがって、一審被告県に対する抹消請求は認容されるべきである。

以上